

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令について

近年の技術進歩により、軽量化・小型化された電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、実用化が可能となったため、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

1．改正の必要性

現在、粉じんの処理に係る規定のうち呼吸用保護具の着用については、規則第10条第2号に、粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、日本工業規格T8151に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具を着用させることを規定している。

しかしながら、近年の技術進歩により、軽量化・小型化された実用可能な日本工業規格T8157に適合する電動ファン付き呼吸用保護具が開発されたことから、この規格に適合するもの又はこれと同等以上の防じん機能を有する保護具についても、鉱山労働者に着用させるべき呼吸用保護具の対象とするため、規則第10条第2号を改正する必要がある。

2．改正の内容

粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置（規則第10条第2号関係）

鉱業権者が、鉱山労働者に着用させる呼吸用保護具として、新たに「日本工業規格T8157に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」を規定すること。

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）

改正案	現行
<p>（粉じんの処理）</p> <p>第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。</p> <p>イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）Ｔ八―五―一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本工業規格Ｔ八―五―七に適合する電動ファン付き呼吸</p>	<p>（粉じんの処理）</p> <p>第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）Ｔ八―五―一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具を着用させること。</p>

用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用
保護具

三十一(略)

三十一(略)

経済産業省令第十五号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十一日

経済産業大臣 甘利 明

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）Ｔ八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具」を「次に掲げるいずれかの呼吸用保護具」に改め、同号に次のように加える。

イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）Ｔ八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

ロ 日本工業規格Ｔ八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

附 則

この省令は、公布の日から施行する。